

# 山梨県公報

号外第十五号

平成二十三年

二月二十五日

金 曜 日

## 目 次

### 条 例

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の数に関する条例の一部を改正する条例  
…………… 一

## 条例のあらまし

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の数に関する条例の一部を改正する条例(条例第一号)(議会)

- 1 平成二十二年十月一日の国勢調査人口の異動の結果により選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を変更することとした。
- 2 この条例は、次の一般選挙から施行することとした。

## 条 例

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年二月二十五日

山梨県知事 横 内 正 明

### 山梨県条例第一号

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の数に関する条例の一部を改正する条例

山梨県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数の数に関する条例(平成十四年山梨県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。  
第一条の表南巨摩郡の項の次に次のように加える。

中巨摩郡

中巨摩郡の区域

一人

第一条の表中央市・中巨摩郡の項を次のように改める。

中央市

中央市の区域

一人

### 附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番